

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年6月30日(火) 午前9時30分から午前11時15分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員 欠席：4番原直治委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席18名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、3番原安義委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席36名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	農林水産課中村係長、山本主事
署名委員	議長
	3番 委員
	5番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.13～No.19 7件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.4 1件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.8～No.12 5件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3006～No.3010 5件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5006 1件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.54～No.64 11件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.5～No.6 2件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、4番原直治委員1名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3番大島委員、5番園田委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 13番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆330㎡について、宅地になっております。 14番青海地区の件ですが、青海地内の2筆260㎡について、山林になっております。 15番青海地区の件ですが、青海地内の1筆251㎡について、山林になっております。</p>

	<p>16 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆1,633㎡について、ホテル及び駐車場になっております。</p> <p>17 番能生谷地区の件ですが、槇、溝尾地内の16筆4,556㎡について、山林になっております。</p> <p>18 番能生谷地区の件ですが、槇地内の3筆477㎡について、山林になっております。</p> <p>19 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆621.30㎡について、山林になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 伊藤昭委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>17番から19番の件ですが、先月の15日に現地確認をしたということですがけれども、これは事務局ではなく業者ですか。</p>
<p>水島係長 伊藤昭委員</p>	<p>15日は私が確認に行っております。</p> <p>近くに私の畑がありまして、よく行っていますけども、山林ではないですよ。特に1337番、ここは去年まで耕作していました。1324番は3年ほど作付けしておりませんが、私が10年ほど耕運機で打ってあげていたの、今回ここを確認しましたが、山林ではないですよ。</p>
<p>水島係長</p>	<p>山林という形で申請いただいておりますが、確かに伊藤委員がおっしゃられるように、山林ではなく、原野扱いできる場所もございました。ですが、非農地という確認が出来ておりますので、受けさせていただきます。</p>
<p>伊藤昭委員</p>	<p>確かに周りには竹が生えていますけど、これを山林と判断するのは、私は納得がいかないです。</p>
<p>水島係長</p>	<p>申請書は現況が山林という形で受けさせていただいておりますけど、現地は原野にあたる部分もあるかと思いますが非農地証明書という形でありますので、非農地であるという形で回答させていただいております。農地か農地でないかの証明になりますので、地目については最終的には法務局が判断する部分での回答となっております。</p>
<p>伊藤昭委員</p>	<p>去年まで耕作していたのに、原野にするにも数年経って雑草が生えていなければ、そう簡単に原野にできないですよ。再調査してもらいたいです。</p>
<p>議長</p>	<p>では伊藤委員、山林ではなく原野という表現なら納得できそうです</p>

伊藤昭委員	<p>か。</p> <p>去年まで耕作していたのだから、それを原野というのもどうかと。地主は同席したのですか。</p>
水島係長	<p>地主はこちらに住んでいない方なので、代理の方から申請をいただいておりますので、代理の方からの申請に基づいて現地視察を行っております。</p>
木島次長	<p>伊藤委員がおっしゃる通り、昨年まで耕作していた部分を非農地証明というのは無理があるかと思えます。係長は現場を見た中での判断だということですが、皆さんに納得していただけるような判断でなければいけないと思えますので、今後につきましては、複数の目で確認するなり、対応させていただきたいと思えます。証明書は既に発行しておりますので、昨年まで耕作していたという部分については、法務局やご本人さんも含めて、対応を検討したいと思えます。</p>
小池委員	<p>この案件は所有者から申請があったのか、農業委員や推進委員が利用状況調査をして、事務局と所有者と連絡を取り合っただけでこういった状況になったのかどちらですか。</p>
水島係長	<p>農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについては、地目を農地から非農地にするという、地主さんのご希望で市役所の方においでになられます。事務局規定ですと、現地確認をして、農地ではないと確認できた場合には証明をして良いということになっております。非農地確認で現地確認をするものではなく、地主さんのご希望で調査をお願いされているものです。</p>
小池委員	<p>山林と原野の違いは何でしょうか。</p>
水島係長	<p>山林か原野かの違いについては、一般的に木が生えていれば山林、草が生えていて雑種地とも言えないような場合は原野となっております。</p>
小池委員	<p>原野扱いになると非農地になりますか。</p>
水島係長	<p>はい。農地法上の農地は田、畑、牧草地、果樹等になります。</p>
猪又局長	<p>伊藤委員のおっしゃる通り、内容につきましては山林ということで職員が現地に行って農地ではないと確認し、申請書の通り山林にしたということです。表示を山林にしてしまったところが本来山林ではないのではないかというところにつきましては、今一度、現地確認の際に地目を確認するなり、しっかりと対応していきます。今回の内容に</p>

渡邊委員	<p>つきましては、報告事項ということでこういった事案があったということを変更して総会でご報告させていただいたものになります。非農地については間違いないということで対応させていただいておりますが、表示については伊藤委員からご指摘の通り、今一度確認をして原野、雑種地等の適切な地目で改めさせていただきたいと思います。</p> <p>今の案件は、事務局の判断と、委員さんが現地確認した考えと、相違があったということで問題になっているわけですが、農業委員会へ申請があった際に担当の農業委員さんに同行していただいて判断を仰ぐということも考えていかないと、またこういった問題が出てくると思います。誰が見てもわかるようなところは良いですが、今回のように問題が起きそうなところは、委員さんも忙しいですけど、声をかけて予定を確認して同行していただいた方が良いと思います。</p>
水島係長	<p>渡邊委員のおっしゃる通りです。独断で話を進めてしまった部分もあるので、検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>4番大和川地区の件ですが、竹ヶ花地内の1筆66㎡について、休耕地を畑として活用するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>

水島係長	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>8番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆598㎡について、圃場整備のため解約し、その後は圃場整備するものです。</p> <p>9番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆900㎡について、圃場整備のため解約し、その後は圃場整備するものです。</p> <p>10番下早川地区の件ですが、清水山地内の1筆978㎡について、圃場整備のため解約し、その後は圃場整備するものです。</p> <p>11番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆501㎡について、自作するため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>12番大野地区の件ですが、大野地内の5筆3,171㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
石曾根主任主事	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>3006番、3007番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆397㎡、田屋地内の2筆463㎡について、交換による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道田屋東線沿いの場所及び市道田屋見取線と農道早川右岸線に挟まれた場所です。申請人は、交換によ</p>

り農地が集約され効率化が図られるため交換したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3008 番磯部地区の件ですが、大洞地内の2筆157㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道大洞線近くの場合です。譲受人は、耕作地と隣接する申請地を譲り受け、経営の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3009 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の1筆392㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、国道8号沿いの場所です。譲受人は、譲渡人所有の空家住宅とともに、隣接する農地を譲り受けたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、磯部地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3010 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆341㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道北部1号線から農道に入ったその農道沿いです。譲渡人は労力不足のため、隣地で耕作をしている譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条

	<p>第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>5006番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆366㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道平牛縦断線沿いの場所です。申請人は、実家住まいであるが、現在の住居より通勤に便利な申請地を取得し、新居を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a)(道路要件：市道平牛縦断線(幅員5m)に面する。配管要件：ガス及び上下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に糸魚川総合病院と糸魚川高等学校が有る。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長
伊藤主査

<議第3号 農用地利用集積計画案について>

議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。
説明いたします。7頁をご覧ください。

54 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆2,600㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

55 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆1,737㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

56 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆1,000㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

57 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の3筆3,671㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

58 番下早川地区の件ですが、赤沢の圃場整備地内の1筆787㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

59 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,785㎡について、更新するものです。

60 番能生谷地区の件ですが、高倉の圃場整備地内の2筆3,306㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

61 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆2,439㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

62 番青海地区の件ですが、上路地内の1筆665㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

63 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆3,171㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

64 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆1,838㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

赤沢の圃場整備地関連であります。通常、圃場整備地の関係者が集まって、この田は誰のなど話をして決めるんですが、この場合も事前に圃場整備中に相談しながら決めた結果で、新たな耕作者からやってもらおうとなったなら良いですが、地主が勝手に耕作者に貸しているなら、地元の方と問題が起きないか心配です。

議長
片山委員

伊藤主査	話し合いの中で決めたようですが、工事が遅れまして、水稻作付けが間に合わなかったので、1年だけそばを作る予定で今回利用権設定をして、来年から水稻に切り替えるということです。これは圃場整備の話の中で、土地改良区も入って話し合われて決まったものになります。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について> 議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について説明を求めます。</p>
伊藤主査	説明いたします。10頁をご覧ください。 5番大野地区の件ですが、大野地内の5筆3,171㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 6番根知地区の件ですが、山寺、別所地内の37筆40,586㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。
議長	以上で、説明を終わります。
松澤委員	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 根知の件ですが、以前西海地区でも耕作していただいたことがある方ですが、若手でもあるし、今後どのような計画を持っておられるか何か知っていれば教えていただきたいです。
伊藤眞委員	会社の名前は屋号から来ています。山寺に住んでおり、田んぼが好きで、大工をしながら耕作しております。別所、山寺は、高齢の方が耕作していたのですが、もう耕作できなくなり困っていたところを引き受けてくださいました。皆さんご存じの通り、上根知の方は小田島建設さんもやっております。今回申請のあった山の方ですが、基盤整備してある大きな田んぼのところですし、これから担い手として一生懸命やってもらえると期待しております。

松澤委員	いままで個人でやっていたわけですね。これからは法人として雇ったりするのでしょうか。
伊藤眞委員	現在はアルバイト、機械整備、奥さん等、4名ほどでやっております。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。
	日程第4＝その他
議長	ア 次回農業委員会の日程について <ul style="list-style-type: none"> ・ 7/20(月) 臨時総会等 午後1:30～ 201・202会議室 ・ 7/31(金) 定例総会 午前9:30～ 市役所3階会議室 8/31に予定していた定例総会は、市議会の関係で8/28に変更となりました。
	イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。